

日銀業第305号
2018年4月16日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、担保差入先が電子記録債権または証書貸付債権を本行に共通担保として差入れる場合において、担保差入先が提出する付随担保明細書の記入事項を明確化する観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第2章4.(1)イ.を横線のとおり改める。

イ.担保差入を行う場合

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合には、原則として差入日の午前9時から午前10時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ.2.(8)ロ.により、次の書類等^(注)を担保取引店に提出してください。

(注)略(不変)

(イ) }
∫ } 略(不変)
(ト) }

(チ) 付随担保明細書^(注3)(付随担保がある場合に限りませう。)(第7号書式)

(注1)略(不変)

(注2)略(不変)

(注3)日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、担保差入先に指示することがあります。

- 第2章5.(1)イ.を横線のとおり改める。

イ.担保差入を行う場合

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合には、原則として差入日の午前9時から午前10時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ.2.(6)ロ.または第1編Ⅱ.2.(7)イ.(ロ)により、次の書類等を担保取引店に提出してください。

(イ) }
∫ } 略(不変)
(ト) }

(チ) 付随担保明細書^(注)(付随担保がある場合に限りませう。)(第12号書式)

(リ) 略 (不変)

(注) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報（評価額に関する情報、異動に関する情報等）の提供を、担保差入先に指示することがあります。

○ 第3章1.(5)イ. を横線のとおり改める。

イ. 担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前10時までの間に、次の書類等^{(注1)(注2)}を担保取引店に提出することにより、手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の担保差入の申出を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は「参考1」のとおりです。

(イ) }
∫ } 略 (不変)
(ホ) }

(へ) 付随担保明細書^(注5) (付随担保が付されている場合に限りです。)

(ト) 略 (不変)

(チ) 略 (不変)

(注1) }
∫ } 略 (不変)
(注4) }

(注5) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報（評価額に関する情報、異動に関する情報等）の提供を、担保差入先に指示することがあります。

○ 第3章1.(6)イ.(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 証書貸付債権証書等の提出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前10時までの間に、担保として差入れる証書貸付債権の種類に応じ、次表左欄の提出書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場

合には×印を付しています。)を担保取引店(外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(6)において同じです。)に提出することにより、証書貸付債権の担保差入の申出を行います^(注1)。ただし、○印が付された書類であっても、次表備考欄にその旨の記載がある場合には、提出は不要です。

なお、提出する書類等の記入方法および提出場所等は「参考1」のとおりです。

		証書貸付債権の種類				備考
		企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権または企業に対する米ドル建証書貸付債権	政府(特別会計を含みます。)に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	証書貸付債権証書	略(不変)				付随担保が付されていない場合には、提出は不要です。
	登記事項証明書等					
	付随担保明細書 ^(注4)	○	×	×	×	
	エージェントが作成した分割返済予定表	略(不変)				

(注1) }
 ↓ } 略(不変)
 (注3) }

(注4) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、担保差入先に指示することがあります。

○ 第7号書式を横線のとおり改める。

(第7号書式) (電子記録債権用)

付随担保明細書

日本銀行 御中

年 月 日

(届出印)

(担保差入先)

記録番号	債務者	発生日			最終支払期日			残存元本額			
		年	月	日	年	月	日	拾億	百万	千	円

上記電子記録債権に付されている付随担保の明細は次のとおりです。

付 随 担 保 の 明 細

(注意)

1. }
3. } 略 (不変)
4. }

5. 「付随担保の明細」欄は、当該担保が特定できる情報（付随担保が不動産または財団等の場合には、種類、所在地・面積、登記番号等、付随担保が有価証券、手形または証書貸付債権等の場合には、種類、銘柄、振出人または債務者、株数、枚数または通数、金額）を記入する。

5.6. 2葉以上にわたる場合は本証書と契印し、連続の表示をしてとじまとめる。

○ 第12号書式を横線のとおり改める。

(第12号書式) (証書貸付債権用)

付随担保明細書

日本銀行 御中

年 月 日
(届出印)

(担保差入先)



証書貸付 債権証書 番号	債務者	契約 締結日			貸付日			最終返済 期日				元 本 額				残存元本額			
		拾億	百万	千	円	拾億	百万	千	円	拾億	百万	千	円	拾億	百万	千	円		

上記証書貸付債権に付されている付随担保の明細は次のとおりです。

付 随 担 保 の 明 細

(注意)

1. }
3. } 略 (不変)
4. }

5. 「付随担保の明細」欄は、当該担保が特定できる情報（付随担保が不動産または財団等の場合には、種類、所在地・面積、登記番号等、付随担保が有価証券、手形または証書貸付債権等の場合には、種類、銘柄、振出人または債務者、株数、枚数または通数、金額）を記入する。

5.6. 外貨建証書貸付債権の場合には「元本額」および「残存元本額」は米ドル単位で記入し、書式中の「円」を「米ドル」と修正のうえ使用する。

5.7. 2葉以上にわたる場合は本証書と契印し、連続の表示をしてとじまとめる。